RIZAP COOK ライフサポートプログラム会員規約

第 1 条(適用範囲)

RIZAP COOKライフサポートプログラム会員規約(以下「本規約」といいます)は、「RIZAP COOK」(以下「本校」といいます)が運営する(「RIZAP COOKライフサポートプログラム」(以下「本プログラム」といいます)を利用する本校の会員(以下「本会員」といいます)に適用します。本規約に記載のない項目については、RIZAP COOK会則(第 15 条・第 16 条・第 17 条・第 22 条は除きます。)によることとします。

第 2 条(管理運営)

本校のすべての施設は、「RIZAP株式会社」(以下「会社」といいます)が経営します。会社は、各施設内に、管理運営にあたる事務所をおきます。

第 3 条(変更手続き等)

1. 本会員は、利用申込書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。

2. 会社より本会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、本会員から届出のあった最新の住所あてに行い、通知、連絡等の発送の時点でその効力が発生するものとします。

第 4 条(個人情報保護)

個人情報は、本プログラムの管理・運営、および本校が提供するサービスの案内・管理・情報の提供などにのみ利用いたします。

第 5 条(申込条件)

本プログラムは、利用申込書記載の「利用開始月」(以下「利用開始月」といいます。)の初日から起算して 12 ヶ月以上継続してご利用されることをお申し込みの条件とします。

第 6 条(利用条件)

1. 本校が本プログラムにより提供するサービス(以下「レッスン」といいます。)は、1 ヶ月(初日から末日まで)あたり 2 回または 4 回を上限としてご利用いただけます。

2. お申込当月から本プログラムの利用はできません。

3. 当月セッションのご利用回数がご契約回数未満の場合、未利用の回数分を翌月 1 日に繰越用チケットとして発行します。なお、当該チケットは翌月中に限り予約及び利用ができるものとし、翌々月への繰り越しはありません。

4. 翌月分のセッションご利用回数を当月に前倒して利用することはできません。

第7条(諸費用)

1. 本会員は、会社に対し、会社が別途定める期日までに、本プログラムの月額利用料をお支払いいただきます。

2. 本プログラムは、前払い制です。利用月の前月 27 日までに本会員の指定口座から月額利用料の引き落としが確認できることを条件にご利用が可能となります。

3. レッスンを開始する場合、開始月分及び翌月の 2 ヶ月分の月額利用料を所定の方法によりお支払いいただきます。

4. 本会員は、実際のレッスンの利用の有無・利用回数に関わらず、月額利用料を支払わなければなりません。

5. 一旦お支払いいただいた月額利用料は、返金できません。但し、第 9 条・第 10 条に定める中途解約の場合を除きます。

第 8 条 (予約の変更・キャンセル)

予約の変更・キャンセルは、予約の 12 時間前までとなります。それ以降の予約の変更及びキャンセルは、1 回分のレッスンを実施したものとみなします。但し、本校の都合や、本校の判断による予約の変更・キャンセルはこの限りではありません。

予約の変更・キャンセルは、コミュニケーションアプリ・予約システム・お電話で受け付けております。但し、お電話の場合、予約の 12 時間前であっても営業時間外は受け付けできません。

第 9 条(回数の変更)

1. 本プログラムの利用回数は 1 ヶ月あたり 4 回、2 回があります。本会員は、会社所定の書面により前月 11 日から当月 10 日(当該日が営業日ではない場合はその前営業日)までに利用回数の変更申入れを行うことで、当月末日経過時に月額ご利用回数が変更できます。なお、利用回数の変更申入れが当月 11 日以降になされた場合、当該申入れは、翌月の変更申入れと扱われ、利用回数の変更は、翌月末日経過時に効力を生じるものとします。

2. 前項の場合、変更となる月の前月中は、変更前の月額ご利用回数(以下「変更前プラン」といいます。)が継続されます。

3. 第 1 項の変更申入れを行った場合、会社は、利用回数が変更となる前月から、利用回数が変更となる前月から、変更後の利用回数(以下「変更後プラン」といいます。)にかかる金額の利用料等を請求いたします。なお、回数変更は利用開始月から 3 ヶ月目以降のコースを対象とし、利用開始月の次月末日までは変更できないものとします。

4. 利用回数変更をした場合、利用回数を変更する対象月以降の変更前プランの予約は、全て取り消されます。なお、変更後プランの予約は回数の変更手続き完了後に実施できるものとします。変更前プランの予約に変更後プランが置き換わることはありません。

第 10 条（本プログラムの解約および請求の停止）

1. 本会員は、会社所定の書面により前月 16 日から当月 15 日（当該日が営業日ではない場合はその前営業日）までに解約申入れを行うことで、翌月末日経過時に解約となります。なお、解約申し入れが当月 16 日以降となった場合には、翌月の解約申し入れとなり、翌々月末日経過時に解約となります。

2. 前項の場合、本プランのサービスの提供は、解約となる月の前月中は継続して行われます。

3. 第 2 項の解約申入れを行った場合、解約となる月の前月から請求停止となります。

第 11 条(中途解約)

1. 本会員は、第 5 条（申込条件）の定めにかかわらず、利用開始月の初日から起算して 12 ヶ月間以上継続してご利用されない場合には、会社所定の書面により解約申入れ（当該申し入れの方法は前条第 2 項に準ずるものとします。）を行い、かつ、第 2 項に定める中途解約手数料の支払いをすることで、本プランの解約をすることができます。

2. 中途解約手数料は 10,000 円（税込）とします。

第 12 条(再申込みの場合の特則)

1. 本会員が、本プログラムを利用し解約した後、本プログラムの再申込みをする場合には、当該申込日以降の「利用開始月」を記載した利用契約書を改めてお渡しします。その場合には、第 11 条第 1 項但し書きの「12 ヶ月間」は、解約日と再申込み日までの期間を問わず、解約前のご利用期間と再申込み後のご利用期間を通算したものとします。

2. 前項の場合に、本プランの解約申し入れ時から再申込前までの期間、本校のコースプログラムの受講を続けていた場合には、その受講期間についても通算するものとします。

第 13 条（本規約等の改訂）

会社は、本規約および施設内諸規則の改訂を行うことができます。なお、改訂を実施するときは、会社は予め改訂の1ヶ月前までに告知することにより、改訂した本規約および施設内諸規則の効力は全会員に及ぶものとします。

第 14 条（告知方法）

本規約における本会員への告知は、施設内への掲示及び電子メールやコミュニケーションアプリ等により本会員から届出のあった宛先に送信して通知する方法によるものとします。

第 15 条（管轄の合意）

本規約および施設内諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2023.10.1